

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除

○対象地域・町内全域

○対象事業

- 1 製造業
- 2 旅館業(下宿営業を除く)
- 3 農林水産物等販売業
- 4 情報サービス業等
 - ・情報サービス業
 - ・有線放送業
 - ・インターネット付随サービス業
 - ・情報通信の技術を利用する方法により行われる通信販売や市場調査

○対象要件

- 1 青色申告をしている個人又は法人であること
- 2 個人の場合は、租税特別措置法第 12 条第 4 項、法人の場合は、租税特別措置法第 45 条第 3 項に規定する特別償却を実施しているか、又は、特別償却を実施することができる資産であること
- 3 取得価額が一定の額であること

業種	事業者	対象となる設備等(取得等の種類)	取得価額(※ 1) (法人は事業年度、個人は暦年の合計額)
○製造業 ○旅館業(下宿営業を除く)	○資本金が 5,000 万円以下の法人	取得又は製作若しくは建設(建物及びその附属設備の場合は、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む)(※ 3)	500 万円以上
	○個人		
	○資本金が 5,000 万円を超え 1 億円以下の法人	新設、増設のみ(※ 2)	1,000 万円以上

	○資本金が1億円を超える法人	新設、増設のみ (※2)	2,000万円以上
○農林水産物等販売業	○資本金が5,000万円以下の法人	取得又は製作若しくは建設 (建物及びその附属設備の場合は、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む)(※3)	500万円以上
○情報サービス業等	○個人		
	○資本金が5,000万円を超える法人	新設、増設のみ (※2)	

※1 土地は課税免除の対象となりますが、取得価額の合計に含めません。

※2 既存設備を取替・更新して生産能力等が概ね30%以上増加した場合も「新設・増設」に該当します。

「概ね30%以上増加した」とは、実際の生産高・生産量だけではなく、当該機械のもつ客観的能力が増加したことをいい、仕様書等により確認します。

※3 製造業、情報サービス業等は、事務所や事務所用備品は対象となりません。

○課税免除の対象資産

令和3年4月1日から令和9年3月31日までに取得された固定資産

- 1 償却資産(直接事業の用に供する機械・装置、構築物)
- 2 家屋(直接事業の用に供する部分のみ)
- 3 土地(直接事業の用に供する部分のみ ※土地の取得後1年以内に対象家屋が着工された場合に限る。)

○課税免除期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3ヶ年度

○手続きについて

取得等した日の翌年1月31日までに申告が必要です。(取得等した日が1月1日の場合は同年1月31日まで)

ただし、特別な理由がある場合(決算月が12月末でない場合等)は随時受け付けします。(遅延理由書等の提出が必要となります。)

○必要書類等

- ・申請書
- ・登記簿謄本(法人・土地・建物)

- ・工場(建物)及び償却資産設置場所等の配置図
- ・工場(建物)平面図
- ・建築確認通知書の写
- ・契約書の写(土地・家屋・償却資産)
- ・法人税法施行規則別表 16「減価償却資産の計算に関する明細書」の写
- ・所得税法施行規則第 65 条の規定に基づく「青色申告決算書」の写・増加生産見込額表

○その他

詳細・申請書類等につきましては、税務課課税第 2 班までお問い合わせください。